



Title	フランシス・ベーコン研究(一): 生涯について
Author(s)	花田, 圭介
Citation	北海道大學文學部紀要, 11, 65-79
Issue Date	1963-02-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33272
Type	bulletin (article)
File Information	11_PR65-79.pdf



[Instructions for use](#)

フランシス・ベイコン研究 (一)

—生涯について—

花
田
圭
介

フランシス・ベイコン研究 (一)

——生涯について——

花 田 圭 介

まえがき

一般に近世哲学の祖として認められているフランシス・ベイコンは、「祖」の名にふさわしく、いくつかの神話の持主である。政界における出世の恩人エセックス伯に対する裏切り、晩年の収賄事件に見られる破廉恥、等々。さらに、彼の学説に関しては、その「イドラ論」「帰納法」があまりにも有名であるが、これらいわゆる『ノヴム・オルガヌム』第一巻中の一部分があまりにも有名になっている事実こそ、ベイコン解釈の一定の傾向、いな西洋哲学の一期の一定の傾向に規定されたものなのである。⁽¹⁾ 比較的立入ったテーマとしてベイコンにおける「形相」概念と近代科学の「法則」概念との関係が論じられているが、この議論も今までのところでは右の枠をこえるものではない。これらの学説解釈は、それほど突込まなくとも、少しでも広くベイコンの業績を見るならば、さきのいくつかの事件にまつわる神話と同じように、伝説めいたものになつてしまふ。事実、ベイコンの生国イギリスにおいてもそうであるが、わが国においてはそれ以上に、この「近世哲学の祖」に関するモノグラフ・フィーは、いたつてとほしい。不思議なことであるが、とくにわが

北大文学部紀要

国の近世哲学史研究において皆無の状態に近いとさえいつてよい。⁽²⁾ 一定のキリスト教の信仰と結びついた唯物論者ベイコン。学者であるとともに栄達をきわめた政治家でもあるベイコン。行政の法文化に着手し、宗教文学以外の分野ではじめて英語の散文著作をものし、エッセイという文学ジャンルをきりひらいた創始者ベイコン。このように多面的かつ創造的であつたベイコンの全業績の秘密を宿す哲学思想は、二、三の方法論上の規則の定式化や概念の詮鑿で片付けることのできるものではない。わたしは、ベイコンの哲学上の著作の真意をおしはかるてだての一つとして彼の時代と生涯とにたちかえり、この創始者の秘密をさぐろうとした。そして、かえつて、彼の伝記にまつわる神話がいかに神話であるかということ、のみならず近代の倫理観の一つのすぐれた創意とそれがいかに密接に結びついているかということ、を知つた。

この論文では、敘述を極力「生涯」にとどめて「学説」にまでとおく及ぼすのを控えた。それでも周到な読者には、学説解釈と深くかわりのある理論的な点で、また、個々の史実操作の実証的な点で、特異ないくつかの点を見いだしていただけることであらう。この論文は、つづく本紀要あるいは他で発表されるわたしのベイコン研究の一部をなすものである。

(1) Cf. A. E. Taylor, *Francis Bacon*, 1925. 本書でテイラーが指摘している方法論主義ともいふべき従来のベイコン解釈の偏りに対する批判は、根本にかかわるものとしてファリントンに継承されている。 Cf. B. Farrington, *Francis Bacon*, 1949.

(2) 以前から英文学史研究においてベイコンの「隨筆集」がとりあげられて

きたが、最近では科学史研究からの接近がいくつもある。

一、ベイコンの生涯

一・1 幼少時代。エリザベス女王の第一期の国璽尚書 ニコラス・ベイコン卿 (Sir Nicholas Bacon 一五〇九(一〇)―一五七九) の第八番目の子——先妻の子六人をいれて。後妻の二番目の子——として、またエリザベス女王の大臣を四〇年もつとめた母方の伯父バーリー卿ウィリアム・セシル (William Cecil, Lord Burghley) の甥として、フランス・ベイコンは、一五六一年一月二二日にロンドンのバッキンガム・ストリート(あるいはストランド・ストリート)で生まれた。

父方の祖父はベリー・セント・エドモンズ大僧院の管理人であったと伝えられるが、僧院解体ののちに父ニコラスはその僧院に所属していた荘園の一部の所有権を買入れたのだった。ここに、ベイコンの家柄の社会的な基盤がうかがえる。したがって、父ニコラスの職は国璽尚書ではあったが、位は世襲爵位ではないところのナイト爵に敘せられただけであった。この父親は、思想上ではイングランド教会に属し、ケンブリッジで法律を学んだ当時の新しい型の政治家であった。母アン (Anne) は、エドワード六世の幼時の師伝でありかつ政治家であったアントニー・クック卿 (Sir Anthony Cook) の息女で、古典語に通じた才媛の三人姉妹としてその名を知られていたうちの一人であり、カルヴァン派の熱心な信奉者であった。

ベイコンが三歳のとき、このかしこい母は、監督ジュール

(Bishop Jewel)——メアリー女王治下にスイスにのがれ、のちイングランド教会にカルヴァニズムを布教するために帰った人物——の『アポロギア』*Apologia*を英訳した。当時は、従来の公的な聖礼典から私的な日常の心事へ宗教の重点が移され家庭礼拝がようやく確立された時期であった。このような家庭の養育が、後日のフランスに、一定の宗教の認可と結付いた活動的な哲学を芽ばえさせ志向させたとしても、その発想の過程は容易に想像できることであろう。事実、ベイコンの思想のかまどもであった、このカルヴァン派の傾向のつよいアングリカン家庭の食堂には、穀物農穰の女神 Ceres の画幅がかかげられ、その下に“*Moniti Meliora*”と題字されていたと伝えられる。

彼は普通よりもやや早めに一二歳のときからケンブリッジ大学で三年たらずのあいだ過したが、そこではトリニティ・コレッジの学生であった(一五七三年四月―一五七五年二月)。当時、オックスフォードはより封建的な雰囲気をとどめ、これに反してケンブリッジはプロテスタント政治家のよい育成場であった。コレッジの長は後のカンタベリー大監督ジョン・ホイットギフト博士 (Dr. John Whigfield) であって、この博士の指導のもとで、彼は古代に関するしつかりとした知識を身につけ、読書はホメロス、プラトン、クセノフォン、アリストテレス、デモステネス、キケロ、リヴィウス等々、広範囲に及んだと伝えられる。彼は、またラテン語をみごとにあやつることを学び、ラテン文辞学者が好んで読むような、豊か密度があり、控えめでありながら閃きのある文体でラテン文を書い

た。

ケンブリッジにおけるベイコンの生活については、病氣や買物などの日常の些事以外はほとんど知られていない。しかし特筆すべきことは、このころからすでにアリストテレスに対する不満が示されていたことである。彼の邸内牧師であったウィリアム・ローリー師 (Rev. William Rawley) は、次のように伝えてゐる。

「彼が大学に在寮中、一六歳のころ、……はじめてアリストテレスの哲学を好まないようになった。これは、ひごろあらゆる讃辭を惜しまなかつた著者の無価値のため (propter vilipendium) ではなくて、その方法の無効力のため (propter inefficacitatem) であり、その哲学は……論議や論争のためにすぐれているだけで、人間生活に役立つような仕事をうみだすには不毛なのであつた。」⁽¹⁾

大学を終えたのちベイコンは法律の研究にとりかかつた。一五七五(六)年六月二七日グレーズ・イン (Gray's Inn)⁽²⁾ に入会を許可され、七六年一月二一日にはその幹部員に加えられたが、そこでの研究を終了する以前に、一五七七年、彼はフランスのアンリ三世のときの駐仏イングラント大使エイミアス・ポーレット卿 (Sir Amyas Paulet) に随伴して、パリをはじめプロア、トゥール、ポアティエのフランス宮廷—ユグノーの叛乱で宮廷が移動したのである—に列席した。そこにおいて彼は、エリザベス女王とアンジュー公との結婚のうわさをめぐる微妙な外交関係、オランダをめぐるイングラント、スペイン間の勢力関係など、複雑な政局をつぶさに観察したにちがいない。⁽³⁾

また当時パリには、大学のなかのスコラ学とは別に、新しい科学運動の揺籃として主に法律政治の実務家からなる宗門外の知的集會がいくつもあり、ベイコンはそれらに出席して強い印象をうけたと伝えられる。

(1) 本学部書庫所蔵 *The works of Francis Bacon, Baron of Verulam, Viscount St. Alban, and Lord High Chancellor of England. In ten volumes, London, 1803. vol. 7. p. 2*

Dr. Rawley's *Life of Bacon (Resuscitatio, 1657, 1st ed.)* につけられた序文 (The Life of the Honourable Author) からの引用である。この書の音の觀察記述はかんじつは *Works, vol. 1, p. 311 (Sylva Sylvarum, Cent. II, 151)* 参照。

(2) 當時のイギリスには Inner Temple, Middle Temple, Lincoln's Inn, Gray's Inn の四つの法学院があり、これらが弁護士検定の権限をもつていた。こんにちの法学の大学専門教育の場にあたるのであろう。

(3) このころの音の觀察などについては *Works, vol. 1, Sylva sylvarum, Cent. III, 249-51; Cent X, 997* を参照。

1・2 エリザベス治下におけるベイコンの登場。思いがけない父の死 (二月二〇日) はベイコンを一五七九年三月にイギリスに呼びもどし、そして若い一八歳の彼をほとんど財産もなしに—第八番目の末子の遺産分だけをもつて—残した。一五八〇年に彼はやむなくグレーズ・インにかえつて法律の学習の完成につとめた。グレーズ・インは法学院であるとともにまた一種の法律実務家の団体でもあつた。ここで、学問研究と国政従事との両面にわたる彼の生涯の出発点が決定的なものになったようである。この両面のしごとについて、彼自身のちに次のように回顧している。

「みづから顧みるに、自分の天性は真理研究にもつとも適してい

る。・・・事物の類似をとらえるのに敏速自在で、同時に微細の差異を判別するのに十分精確な知覚をそなえ、すすんで探究し、忍耐強く疑問をただし、熟考を好んで急いで断言せず、ためらわずに再考し、慎重に処理整理する性格をもち、みだりに新奇を追うくせも、いたずらに古風をたつとぶ傾向もない。このように自分には真理と相親しむ資性があると考えた。

「ところが、自分の境遇と教育とは、自分を国事に従わせ、そして若年のために定見をもたないので種々の意見によって惑わせた。しかも・・・公人の生活に必要な諸芸を修め、他方公明と謙讓とをきずつけないかぎりで有力な縁故者の推挽を求めた。・・・これらはすべて世俗の事に属するけれども、わたくしがひとたび公職をえるならば、これによつて世の人々の靈性のためにもまた尽すことになるであろう。」⁽¹⁾

研鑽の結果、一五八二年に外席弁護士 (utter or outer barrister) になり、一五八六年には上席員 (bencher)、弁護士団長老の助手になり、一五八九(八)年にはグレース・インの講師 (reader) におされ、このようにしてついに生涯を通じてそこに住居をもつことになった。そこにある立像は今日でも彼の思い出をよびおこしてゐる。⁽²⁾

他方、一五八四年にエリザベス治下第五回の議會でドーセット州のメルカム・リージスから下院議員に選出されたのをはじめに、長期にわたる彼の議員生活が始まった。ときあたかも国内には国教会をめぐる宗教上の対立闘争が激烈をきわめ、国外にはスペインとの

争覇が続けられており、その未曾有の難局のなかに身を投じたのである。そのうちにあつて次第に認められ、一五八九年には年収一六〇〇ポンドの星法院書記官職 (Klerkskip of the Star Chamber) の襲職権をえた。しかし、これは事実上は「屋敷つづきの他人の地所のようなものであつて、見越しはよくなるが納屋の実入りに役立つものではなかつた。」⁽³⁾ また、一五九〇—九一年頃から、あの有名な権臣エセックスの知遇をえて、ようやく種々の要職に推挙されたのであつたが、しかし、これも、一五九三年の議會で、女王によつて要求された徴税—スペイン、スコットランド、神聖同盟に対する軍備のための——に關して辛辣な発言——下院の自由の擁護——をやり改正を提案したことがたつて水泡に帰した。すなわちペイコンに対してエリザベスは不満の意を示し、彼の望んでいた検事総長 (attorney-general) と次席検事 (solicitor-general) のポストは拒まれてしまつた。検事総長には一五九四年に、彼ではなくコウク卿 (Sir Edward Coke) が、次席検事には翌九五年に、これも彼ではなく上級弁護士フレミング (Sergeant Thomas Fleming) が、任命された。

この間、裁判所および議會の公務にたずさわるなかで、一五八二年頃『時の最大の生産』Temporis Partum Maximum と⁽⁴⁾いう論文を試み、八九年には『イングランド教会の論争についての小論』An advertisement touching the Controversies of the Church of Englandを書き、また九二年にはエリザベス女王の生誕祝賀のため「エセックス伯の組織する「素人狂言」(device) 用に「礼讃」説話

四篇をものした。⁽⁶⁾

この四篇中の最後の篇、女王にあらゆる讃辞を与えた「最も高貴なる人格、女王の礼讃」は——女王のさきの不興をとくためでもあろうか——増訂のうえ、九三年に発表された『一五九二年の証告に対する意見』*Certain Observations made upon a Libel published this Present Year, 1592* に付録されてゐる。ところが、この『意見』は、当時大陸において英語およびラテン語で出版流布されていた、イングランドにおける旧教弾圧を攻撃した小冊子『イングラン・ド女王の勅令に対する答弁』*Responsio ad Edictum Reginae Anglicanae* にむけられた再反論であり、八九年の『小論』は、当時「ヤープレイト論争」として知られていた清教徒と国教会派との論争を批判し、公然とではないがおのずから清教徒側への同情を示している小論である。彼はのちに、ジェームズ一世の新治世をむかえたときに、この『小論』を発表させて教会のあり方を——牧師や儀式のことにまで言及して——論じ、同じように国教会派と清教徒との融和を主張している。⁽⁷⁾

任官の望みを失ったベイコンをなぐさめるために、推挽者であったエセックス伯は、彼にテームズ河畔のトゥッケンハム・パークの近くにあつた邸と庭園——ほぼ一八〇〇ポンドの不動産といわれる——を与えた。この有名な、第二代目のエセックス伯であるロバート・デヴェルー(Robert Devereux)は、ベイコンよりも六歳ほど年下で、聡明の聞え高く、一五八一年に若年一四歳でトリニティ・コレッジを卒業ののち、継父レスター伯(Earl of Leicester)の推

北大文学部紀要

薦で八四年にときの宮廷に登場していた当時の典型的な廷臣であつた。八五—六年に継父に従つてオランダに出征してズットフェンの戦で勲功をたてたのち継父の死後エリザベスの寵愛を独占したことは広く知られているとおりである。彼の助力でベイコンはかろうじて思索をはじめることができ、一五九七年に最初の『随筆集』を出版した。⁽⁸⁾ この初版『随筆集』はわずかに一〇篇を収めた自己出版であつて、のちに述べるように、そのご一六一二、二五年にそれぞれ第二、第三版で増訂され現在行なわれている五八篇の出发点となつたものである。

内容上はモンターニュのものと多くの点で異なっているが、その標題は恐らくモンターニュの作品——*Essais, 2 tomes, 1580*——から着想を得たものであろう。この書物はイギリス文学の古典の一つであつて、ジョゼフ・アディソンからオールダス・ハクスリーまでの注目すべき多くの作品をこんにちまで生みだした「エッセイ」というジャンルを導きいれたものである。これは、一五九九(七)年に女王に捧げられた『法律のマクシム』*Maxims of Law*(1630)という手稿の論文がイギリス行政規則の法文化を準備したこととにも、画期的な史実として記憶に値しよう。

この初版『随筆集』の冒頭に付せられた“*Loving and beloved brother*”アントニーへの「献辞」のうちには、次のように記されている。

「この度の出版は、あたかもよくない隣人の住む果樹園の主人が、果実の盗まれるのをきらつて熟さないうちにみずから果実を摘

むようなものである。・・・それは最近発行された半ペニー貨幣のように、その質はよいが形が小さい。・・・わたくしはしばしば自分が兄上の蒲柳の質に代つて、兄上の敏活有為な精神が女王陛下に仕え、私は安心して自分に最適のこの種の瞑想と研究に終始したいと希望している・・・」⁽⁶⁾

この初版にはすでに学習の効用について「学習はそれ自身の効用を教えない。それは観察によつて得られるところの、学習ぬきの学習以上の知恵 (Wisdom) である」という実践重視の考えが覗われ、また学問の分類に関しては、「歴史は人々を賢明にし、詩は才気を富まし、数学は精確にし、自然哲学は深刻にし、倫理学はまじめにし、論理学と修辭学は論争できるようにする」と述べていることが注目される。

そのうちにやがて、知られているように、エリザベスはエセックス伯に対する愛寵を捨て去る。原因は当時険悪な状態に達していたアイルランド問題——ティロウン伯 (2nd Earl of Tyrone) の反乱——の処理に關していた。すでに一五九二年より王室狀師 (Licensed Counsel) の役をつとめていたベイコンは、ここで不幸にも、エセックス伯の公職剝奪の査問会に加わるはめにたぢいたつた。この成りゆきに憤激したエセックス伯は、女王に対する陰謀に身を投ずるにいたる。大逆のためにとらえられ追及されたエセックス伯は、貴族たちからなる査問会において自分の告発人のうちに王室狀師としてのベイコンがいるのを見出した。エセックス伯に対してそれまであれほど熱心な忠告を与えてきたベイコンの論述はこのとき

仮借ないまでに峻烈をきわめたものであつた。⁽⁷⁾ ついにエセックス伯は死刑を宣告され、一六〇一年二月二十九日にロンドン塔の中庭で処刑される。ベイコンは自分の態度の正当化を試みたある「アポロジ」のなかで「君子はその友よりも王を選び、その王よりも神を選ぶ」と書いているが、ベイコンはこの事件から忘恩のそしりをおおいかつたのだつた。これは、後述の収賄事件とともに、後世彼の性格が問題視される好個の材料になつてゐる。

ちなみに、ベイコンにおける「卑劣さ」の指摘は、とくポウプにまで遡ることができる。ポウプはその『人間論』 *Essay on man* のなかでベイコンを評して「人間のうちでもっとも賢く、聴く、また卑しいもの」といつている。この系統をひいて、マコーリーは——一八二五—三四年のモンテギュー版全集に付された伝記での評価に反駁して——その『ベイコン論』 *Francis Bacon, 1837* のなかで、エセックス伯に対する問罪に参加したことを恩人に対する非道の背信行為と難詰している。これにたいして対立した意見が——モンテギュー以外にも——ないわけではない。これまでの最も詳細な全集編集者であり伝記作者であるスペディングは「かつてローリー師の『ベイコン伝』への註でわたくしはエセックスに對するベイコンの行為のどの部分にも落度はないと述べたが、より詳しく調べてみてもなんら意見の変更をする理由を認めない」といつている。いま、こうしたことに対して軽率な論断はさげたいと思うが、わたしにはこの事件は忠告に忠告を重ね権力者に対してなしうる限りの弁護を果したもののみに正当化されうる、恩人への嚴然たる問責であつ

たように思われる。

- (1) *Works*, vol 9, p. 313-316 (*De interpretatione naturae: prooemium*)
- (2) 出逢『英國の曲線』一九七ページ参照
- (3) *Works*, vol. 7, p. 3-4
- (4) これまで使ってきた *Works* のなかには見当らない。この論文『世紀の最大の産物』と訳してよい) の存在は後日のベイコンの手紙から推察されるのである。
cf. Spedding, *Bacon's Letters and Life*, vol. 7, p. 532.
似た題をもつ小論に *Temporis partus masculus, sive Instauration magna imperii humanii in universum* というのがある (*Works*, vol. 9, p. 296)。cf. Abbott, *Bacon's Life*, p. 348
- (5) 1. The Praise of the Worthiest Virtue [Fortitude]
2. The Praise of the Worthiest Affection [Love]
3. The Praise of the Worthiest Power [Knowledge]
4. The Praise of the Worthiest Person [the Queen]
cf. Spedding (ed.), *A Conference of pleasure*, 1870.
- (6) 「イングランド教会のよりよい平和と教化についての考察」 Certain Considerations touching the better pacification and edification of the church of England (*Works*, vol. 2, p. 525)
- (7) *Essays or Counsels civil and moral*. これはまた『道徳・政治論集』などとも訳されている。慣用語『隨筆集』に従ったが、これが適切であるとはかぎらない。初版に取られたのは以下における一〇篇であるが、これに A fragment of the colours of good and evil (*Works*, vol. 2, p. 231-252) と *Meditationes Sacrae* (*Works*, vol. 10, p. 319-329) とが付けられていた。
 1. Of Study, 2. Of Discourse, 3. Of Ceremonies and Respects,
 4. Of Followers and Friends, 5. Of Suitors, 6. Of Expence,
 7. Of Regiment of Health, 8. Of Honour and Reputation,
 9. Of Faction, 10. of Negotiating.
- (8) *Works*, vol. 2. p. 251

(9) 三つの版の比較のためには Arber, *Harmony of the Essays* がよく参考になる。

(10) *Works*, vol. 3, p. 120~. *The proceedings of the earl of Essex; A declaration of the practices and treasons attempted and committed by Robert earl of Essex.*

(11) *Works*, vol. 3, p. 212. The Apology of Sir Francis Bacon in certain imputations concerning the late Earl of Essex.

(12) cf. *Francis Bacon*, ed. by P. E. & E. F. Matheson, Oxford p. 1-34

1・8 ベイコンとジェームズ一世即位。

一六〇三年エリザベスは死に、メアリ・スタエファートの息子であるスコットランド王ジェームズ六世が七月にイングランド国王の位をついだ。この王位の転換は四〇台にさしかかったベイコンが今後どのように生きてゆくかを考えるよい機会であったといえよう。イングランド、スコットランドの王冠の統一者であり学問にあらわな理解を示していたジェームズ一世の即位は、自然にたいする人間の王国を生み出すというベイコンの年来の理想『時の偉大な生産』に実現の希望を与えたものと想像される。

この君主は、おのれの大権に胸をふくらませ得意になってベンをとった。その得意ぶりはフランスのアンリ四世の冷笑を買うに十分なものであつて、彼から「文芸將軍」と冷かされるほどであつた。彼は『帝王道』 *Basilicon Doron*、『自由王国法』 *True Law of Free Monarchies or the Mutual Duty betwixt a free King and his Subjects* と題する著作において王権神授説をとり絶対主義者の典型といふにふさわしい人物である。ベイコンがこのような新王に学問の理解者として期待をかけたのは無理からぬことであら

う。しかし他面、伝統的な学問を誇示する術学的傾向のあったこの王からベイコンの考える新しい学問への支持が得られるという保証は少しもなかった。この頃ベイコンによって書かれた『自然の解釈』について、序文』は、明らかに——前記第一版『随筆集』「献辞」に見られたと同じような——公職からの脱出と学問への専念の希望をもらしている。⁽¹⁾

そのときベイコンは勲爵士 (Knight) に叙せられていたにすぎなかった。しかし、ジェームズ治下の最初の議会 (一六〇四年三月) にイプスウィッチおよびセント・オルバンズから議員に選出されて、特にイングランド、スコットランド合併問題に尽力した。そのころ書かれた『両国王の折よい合併についての小論』 *A Brief Discourse touching the Happy Union of the Kingdom of England and Scotland, 1603* には両国を天地自然になぞらえての完全な融合の主張が見られる。⁽²⁾

ベイコンの教養と彼がジェームズ一世に捧げたこのような奉仕は、正当に評価されるべきものであった。一六〇四年八月はじめてベイコンは王室状師の職に正式任命され年金六〇ポンドをえた。

当時まだ小さな『随筆集』しか出版していなかったベイコンは、自分の学問上の大志に王から物心両面の支持を得るために、それに適した一つの著作を発表する必要を痛感した。その試みが一六〇五年の『学問の進歩』(二巻)と題する、王に捧げられた、英語の書物であった。⁽³⁾ 一六〇四年一二月議会終了から次の一六〇五年一〇月の再開までのあいだに書かれた。これは、フッカーなどによる宗教

文学以外での英語散文の大著作の最初のものである。この著作はジェームズ一世をはじめとして当時の読者層に属するトマス・ボドリー Thomas Bodley ヤトウヰ、トマシュー Toby Matthew、ラーンスロット・アンドリユース監督 Launcelot Andrews, Bishop of Chichester 等々に贈られたが、あまり世評のたねにならず、そればかりか、政敵コウク卿のごときは、「これは学校で読むに値しない。愚者の船に積荷されるべきものだ」とさえ愚弄したと伝えられる。ベイコンは「人の心の自負を特に新しい観念において損失や誤解なしに他人に理解してもらおうのは考えるほどなまやさしいものではない」といつている。⁽⁴⁾

四五歳のベイコンは一六〇六(七)年(五月)ようやく市参事会員を父とするアリス・バルンハム Alice Barnham 嬢——しばしば金持目当の結婚とされるが事実は彼女は年収二〇〇ポンド位である——と結婚したが、むしろ議会での尽力が報いられて一六〇七年六月二五日に次席検事 (solicitor-general) ——年収一〇〇〇ポンド——に任命され、翌一六〇八年七月一六日には二〇年前に継承権をえていた星法院書記官——年収一六〇〇ポンド——の空位を継いだ。このときほどベイコンのうちにおいて公職上の野心と学問上の野心との相剋がはげしかったときはないようである。彼は、できることなら、トリニティ・コレッジのような学府にあえて入ってしまおうと考えたほどであった。

しかし、彼の夢は現存の学府のうちで名声をかちえることではなく、活動的な自然学のために充分の設備をもち実証的研究と機械技

術史とを基本とするところの、しかも不適格者を解職させる制度をふくむような、そうした野心的な学府であった。そのころ執筆され、彼の生存中には未刊に終わったいくつかの著作は、このような彼の新しい観念をどうしたら同時代人に理解してもらえるかという試みにほかならない。目標とする理想の学問が六部からなる「大革新」であるという構想は、それらのなかで、形成されはじめたのである。しかしこの大構想の実現のまえに、まず評判をかちえて王や当時の知識人から支持をえるために、それだけでなくひろくヨーロッパにおいて協力者をえるために、『学問の進歩』と同様の役割を果たす『古代人の知恵について』 *De Sapientia Veterum*, 1609 を世に訴えねばならなかった。

ときあたかも、一六〇九年からその翌年にかけて議会では、ベイコンの従弟にあたる大蔵大臣ソールズベリー伯ロバート・セシルのいわゆる「大契約」(Great Contract) 政策が難航していた。その結果一一年二月には議会は解散され、ロバート・セシルに対する王の信頼は失われるにいたった。この間ベイコンは王の財政に関する論文をはじめ「アイルランド植林論」 *Discourse of the Plantation in Ireland*, 1608-9 を執筆して活躍し、これによって信任をかちえるにわかに公職における栄達の道がひらかれてきた。一六一三年一月に検事総長に任ぜられた。それは独立心のある法官エドワード・コウク卿の交迭のあとであったが、実はベイコンは、このコウクの別の官職への移動の話をとりつけていたのであった。一六一六年六月九日に枢密院顧問官 (Privy Counsellor) に、翌一七年には父と

同じように国璽尚書になり、一六一八年一月正式に大法官に任ぜられ、次いで七月一八日、ベルラム男爵という称号をうけ、のちにベルラムのベイコンとよばれるようになった。前述の「大革新」の構想は、この時期に執筆されはじめたものの、ようやく一六二〇年になつてはじめて後年いわゆる「ノヴム・オルガヌム」として知られている部分が公表されるが、それまで主に官職にたずさわっていた期間には、法律論文以外には、たゞ『随筆集』の第二増訂版(一六一二)がだされただけであった。王子ヘンリーの思いがけない夭折によつて義弟ジョン・コンスタブル卿 (Sir John Constable) に献ぜられたこの第二版は、第一版中の一篇が除かれ九篇が加筆訂正され、これらに新作二九篇を増加して計三八篇を収め思想の円熟のほどを十二分に示している。たとえば、「妻というものは青年の恋人、壮年の伴侶、老年の看護婦である」という句は広く知られるにいたっているが、学問研究による人間の自由を暗に想定して公的な「高位」(Great Place) にたつことが「君主または国家と名誉と事務との三重の下僕であること・・・権力を求めて自由を失い、他人に対する権力を求めて自分自身に対する権力を失うのは不思議な慾望であること」の述懐は当時の彼自身の心境を如実に物語っているといえよう。

一六二〇年一〇月「ノヴム・オルガヌム」を主とする『大革新』を出版し一六二一年一月二七日にはセント・オルバンズ子爵に叙せられた。

王からはあつてい信任をかちえ、当時の寵臣バッキンガム侯 Duke

of Buckingham とは親睦を深めて、彼の運勢は隆々としてはてしないように見えた。かつて嘆いていた政治生活と学問生活との分裂も結局は統一されたかに見えた。彼はこのようにして高官の生涯を送り、七二人の家人をもち、冬はロンドン市内ストランド・ストリート（1）のヨーク・ハウス (York House) ——この邸はヨーク大監督の所有で代々の大法官、国璽尚書の住居になっていた——で送り、夏は父祖伝来のゴーランベリーやメルラム・ハウスの屋敷で暮した。これらの所有地は古代の半身像や近代の絵画でかざられ、また美しい樹木をもった庭園にかままれていた。彼は、それらの樹木のねもとに芍薬やチューリップなどの草花を植えた。すなわち、造園術について書き花ごよみを提唱したりした『随筆集』のなかの自分の考え（2）を實地に適用することができたのだった。

しかし、彼をとりまく政局には雲ゆきのさだかならぬものがあった。新教に対する圧迫に抗して反乱をおこしたボヘミヤの貴族たちが王冠を供えたドイツ選挙侯フリードリヒは、ジェームズ王の女婿であった。しかも、王は、第二王子チャールズをスペイン王女と婚約させようという、それとは全く矛盾した望みを他方では抱いていた。いつてみれば、大陸の三〇年戦争が微妙な影をペイコンの身辺になげかけていたのである。

- (1) *Works*, vol. 9, p. 313-316 (De interpretatione naturae: prooemium).
- (2) *Works*, vol. 3, 257~266
- (3) *The Two Bookes of Francis Bacon. Of the Proficience and Advancement of Learning Divine and Humane To the King.* これまで使

ってきた *Works* では第一巻に収められている。その序文にあたる献文のなかで本文の構成を次のように述べている。「その全篇は次の二つの部分からなるであろう。すなわち、前半は、学問と知識との貴重さ、およびその増進と普及とに存する価値と真の光輝との貴重さにかかわり、後半は学問の進歩のためにこれまで企図され実施されたところの個々の事業と業績とが何であつたかにかかわる」(*Works*, vol. 1, p. 6)

- (4) *Works*, vol. 2, p. 161. (Valerius Terminus of the Interpretation of Nature)

- (5) Westminster, Eton, Winchester, Trinity College or St. John's in Cambridge, Magdalen in Oxford. cf. Spedding, *Letters & Life*, vol. 4, p. 66

- (9) それらは次のごとくである。

Cogitationes de Natura Rerum

Magnalia Naturae

Cogitationes de Humana Scientia

Valerius Terminus

Filium Labyrinthi

De Interpretatione Naturae: Prooemium

Temporis Partus Masculus

Redargutio Philosophiarum

Cogitata et Visa

Phaenomena Universi

Descriptio Gloriosi Intellectualis

Thema Coeli

- (7) *The Arguments in Law of Sir Francis Bacon.*

その議論の特徴は次の言葉に明らかである。「私が提出する議論は、大部分、俗流ではない主題に関する。しかもそれはかなりではなく、私の生活が法律となしあわせた他の諸研究といえは、それらはむしろ変種にとんであり、また恐らく理性の一層の深みをもっている。とうとうのは、國の諸法のまじり理性は、自然・慣習・政治の基盤から切離されるならば、壁の花

の「その名のいふべきは」(Works, vol. 4, p. 210-211)。彼の法思想は自然研究と無縁ではなかりか直接に結びつてゐる。

Cf. *Property of Lands* (Works, vol. 4, p. 97~)

- (8) 餘かまた一篇は Honour and Reputation であり、第二版の題目と順序は次の通りである。1. Of Religion, 2. Of Death, 3. Of Goodness and Goodness of Nature, 4. Of Cunning, 5. Of Marriage and Single Life, 6. Of Parents and Children, 7. Of Nobility, 8. Of Great Place, 9. Of Empire, 10. Of Counsel, 11. Of Dispatch, 12. Of Love, 13. Of Friendship, 14. Of Atheism, 15. Of Superstition, 16. Of Wisdom for a Man's Self, 17. Of Regiment of Health, 18. Of Expences, 19. Of Discourse, 20. Of Seeming Wise, 21. Of Riches, 22. Of Ambition, 23. Of Young Men and Age, 24. Of Beauty, 25. Of Deformity, 26. Of Nature in Men, 27. Of Custom and Education, 28. Of Fortune, 29. Of Studies, 30. Of Ceremonies and Respects, 31. Of Suitors, 32. Of Followers, 33. Of Negotiating, 34. Of Faction, 35. Of Praise, 36. Of Judicature, 37. Of Vain Glory, 38. Of Greatness of Kingdoms, 39. Of the Public, 40. Of War and Peace. (但し 38' 39' 40' は同一の主題に關する)

(9) Franciscus de Verulamio sic cogitavit ut in seipso magna et magna reformae全体の英文 Praefatio, De Statu Scientiarum, quod non sit Felix, aut majorem in Modum Auctus; quodque alia omnino, quam Prioribus cognita fuerit, Via aperienda sit Intellectui Humano; et alia comparranda Auxilia, ut Mens suo Jure in Rerum Naturam uti possit. 全体の区々の Distributio Operis の表 Eius constituntur partes Sex 及びの説明 Singularium Argumenta が付せられてゐる。これまで使つてきた Works 及び vol. 7~9 及びそれ以外の部分の該表すると推定される作品を載せよう。

(10) *Essays*, 3rd ed. 46. Gardens.

一・4 没落。一六二二年一月三十一日にひらかれたジェームズ治

下の第三回議會会期中、かつてベイコンも加わつていた専売特許權審査会は、そのとき下院につくられた陳情審議委員会によって非難された。この動きの背後には当時ふたたび議會で勢力をえてきたコウク卿のいることにベイコンは気づいていたが、上院がこの下院の動きに合流するに及んで大法官庁内の腐敗が問われるにいたり、三月一日クリストファー・オーブリーなる者がベイコンの収賄を訴えるに及んで、事件は審判委員会にかけられるにいたつた。この委員会は、國王、その寵臣バッキンガム侯とその諸大臣に対して敵意にかたむいていた人々によって構成されていた。訴えによれば、ベイコンは係争中の訴訟関係者から「賄賂」をうけとつたといふのだつた。同日、バッキンガム侯にあてた手紙のなかでベイコンは「手も心も潔白であり、友人僕婢にたいして潔白であろうと望んでいる。しかしヨブでさえも・・・自分に加えられたような過失の探索をうけたならば、一応は汚れた者とも見えよう」といつている。査問はひらかれ、そしてベイコンは贈物はうけとつたがその贈与からは判決にかんしてなんの影響もうけていない、したがって「収賄」ではない、と自己弁護した。⁽³⁾ 事実、訴追が、もともと、贈与にもかかわらずその効がなかつたところから発していることは明らかであつた。しかしながら、ベイコンの反省すべき問題は、そのようなき、その贈与が贈賄であるか否かにあつた。やがて彼はそれが判決と無関係であっても贈賄であることを自認した。五月二日に印璽はとりあげられ、翌三日には、あらゆる栄位公職から追放された。またロンドン塔への投獄がきめられ(もつとも彼がロンドン塔にいた

のは二、三日であった)、その他多くの罰(そのなかにはロンドンに住むことの禁止がふくまれていた)に処せられた。彼は六月二三日ゴーランベリーに隠退した。

さて、当時賄賂の受授はおろか官職の売買もひろく行なわれていたことはよく知られている。注目すべきことは、彼が彼自身のおちいった——おとしいれられた——事件をかえりみて「個人の悪」

(*Vitia hominis*) とともに「時代の悪」(*Vitia temporis*) の存在をあらためて認識していることである。事実、同年の四月一〇日に彼のしたためた『遺言』には「肉体は内密に埋葬すること。名声は後世と外国へ伝わろう」とあり、時代の悪のなかでの自分の善行の主張を堅持している。とともに反面では、同じ一八日の『祈禱文』で、マタイ伝第二章のタラントのたとえを引いて「天賦の才能を……自分にもっとも適さないことで誤りついやしてしまった」と述懐して、時代の悪が個人の善悪をけじめのないものにしてしまう現実を知らなかった自分の愚かさを認識している。そこにはまことに鋭いリアルな倫理観の一端がうかがえるのである。

(一) Cf. Letter to the Marquis of Buckingham (*Works*, vol. 6, p. 277-278) 及び p. 280-281 の脚註

(二) Cf. Letter to the King (*op. cit.* p. 249~50)

一・五 晩年。余儀なくゴーランベリーに隠退したバイコンは、かつて『学問の発達』のうちでみずから欠けていると述べていた『ヘンリー七世の歴史』(*History of Henry VII, 1622*) の執筆にとりかかった。これは、歴史的諸事実のうちにそれらの原因を探究した近代的な政治史の敘述の嚆矢となったものである。この執筆

中の関係資料——多くロバート・コットン卿 (Sir Robert Cotton) の文庫に所蔵されていた——の調査のためロンドン立入禁止になやんだバイコンも一六二三年三月ようやくロンドンへの帰任を許された。

バイコンはグレイズ・インにふたたび帰った。そしてジェームズ一世やバッキンガム侯にたいして、イトン・コリッジの学寮長などの職を求めたが、任用されなかった。この間にも彼がなканずく力を注いだのは、彼が青年時代からいつも考えていた「大革新」の計画であった。一六二五年九月にフルゲンツィオ神父にあてて次のように書いている。⁽¹⁾

「思えば、四〇年間、私はこの主題について若々しい作品を作ってきましたが、わたくしは大きな確信をもって次のような堂々とした題を与えてきました。すなわち『時の最大の生産』。」

ときには政治——とくに戦争——論や政治史を試みながらも、主として、『ノヴム・オルガヌム』において宿題としてみずから課していた自然観察の集成 *Sylva Sylvarum* を企て、いわはその百科全書を少しでも完成させようと努めた。「風の記述」(*Historia Ventorum* (1622)) や「生と死の記述」(*Historia Vitae et Mortis* (1623)) はそれにあたるものである。

また一六二四年に『ニュー・アトランティス』(*New Atlantis*) を書き⁽²⁾二五年には第二版をさらに増訂して現在使われている形の『随筆集』第三版を上梓した。『ニュー・アトランティス』は周知のように彼の理想国を物語るものであるが、これに対して『随筆集』は

彼の人生体験と道徳・政治觀察をつづつたものである。第二版中の三八篇を加筆修正し、第一版にあった「名譽と名声について」の一篇を再録し、新たに一九篇を加えて、計五八篇となっている。いまや失意のうちに彼は新篇「逆境について」⁽⁶⁾のなかで「繁栄にもおおくの恐怖や不快がないわけではない。また逆境にも張合いと希望がないわけではない」と述べている。またこの時期に彼は一六〇五年の『学問の進歩』という短い英語論文に再び手をつけてそれを発展させ、秘書たちの助けを得てラテン語に翻訳した。その秘書のなかにトマス・ホップズがいたのである。新しい書物は一六二三年一〇月にあらわれた。⁽⁶⁾最初は第一部「学問の分類」からラテン語で新しく著述する計画であったものが、旧著(二卷)のラテン語訳増訂(九卷)となったわけである。これはいわば学問の処女航路に旅だつたための海図のようなものであつて、次のような前人未踏の研究領域を指示している点はまことに注目し値する。技術史、発明史、学問史、物理的天文学、ソクラテス以前、病理学、心理学、文法、法学原理等々。これらはすべてそれ以前には考えもつかなかつた知識の諸分野である。

(1) Epistola ad Fulgentium (*Works*, vol. 10, p. 331)

(2) Advertisement touching a holy war (*Works*, vol. 3, p. 467-)

(3) 原義は「もろもろの森林の森林」。古来の学問と技術、つまり文芸を志林として、その集大成という意味であろう。

(4) これの執筆年代については多少疑問があるが一六二二—二四年と推定されている。その執筆目的についてはローリーの次の序がある。「わが卿がこの物語を案出した目的は、本書のなかで、自然を解釈して人間の幸福のための偉大な驚嘆すべき仕事をつくりだすために建設されるコリッジの模

型ないし敘述を、サロメンの家あるいは六日の仕事のコリッジという名のものと示さんかためであつた」(*Works*, vol. 2, p. 80)。

(5) *Essays*, 3rd ed., 5, Of Adversity

(6) *De Dignitate et Augmentis Scientiarum*. 以上で使つてきた *Works* は *Instauratio Magna* の Pars I として収められている (vol. 7)。

一・6 ベイコンの死。一六二六年三月のある寒い日に、たまたま病気がなおつたばかりのベイコンは、王の侍医ウィザボーン Witherbone とともに車に乗って当時のロンドンの北郊ハイゲート——現在では市内——に散策にでかけた。すると、雪が降りはじめた。そのときベイコンの頭のなかに、雪によつて肉の腐敗が防げるのではないか、という考えがうかび、その考えをたしかめる実験をすぐにやつてみようと思つた。最初やつて来た小作地でにわとりを買い、それが実験台になつた。だが、そのときベイコンは悪寒を感じ気分がよくなかつたので、家に帰ることをやめて近くのアランドル伯 Earl of Arundell の邸におもむいた。たまたま主人はおらず、かわつて家人が迎え入れた。そこで、彼は昔ヴェスヴィオ火山の噴火を見ようと思つて死んだ博物学者のプリニウスに自分をなぞらせるような手紙を書いたのであつた。⁽⁷⁾やがておそつた気管支カタルでベイコンが死んだのは、その四月九日復活祭当日の早朝のことであつた。

(1) この最後の手紙は次のように始まっている。「私はちょうどヴェスヴィオ山の噴火についてある実験を試みることによつて生命を失つた大プリニウスの幸運をえたかのようにありました。と申しますのは、私もまた肉体の保存と硬化に関して一、二の実験を試みたいと欲していたからであります。実験そのものにつきましては、すばらしい成功を収めました。しかし……」(*Works*, vol. 5, p. 588)。